

平成 2 8 年 6 月 2 0 日

平成 2 8 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 6 月 2 0 日 (月)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 1 5 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内 き み 代	2 番	藤 井 清 隆
3 番	村 山 一 彦	4 番	吉 田 哲 也
5 番	井 上 武 津 男	6 番	岡 田 泰 正
7 番	岡 本 正 意	8 番	小 西 啓
9 番	岡 田 勇	1 0 番	畑 武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	古田良明
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
農村振興課主幹	和賀聡
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	9番 岡田 勇
	1番 竹内 きみ代

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第34号 平成28年度和束町一般会計補正予算（第1号）
議案第35号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第36号 平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第37号 和束町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第38号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 同意第 1号 消防委員会委員の委嘱について
- 日程第 6 発議第 2号 応能負担の原則に基づく税制の徹底を求める意見書
- 日程第 7 発議第 3号 TPP協定の撤回を求める意見書
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 28 年和東町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番、岡田 勇議員、1 番、竹内きみ代議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 34 号 平成 28 年度和東町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 35 号 平成 28 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 36 号 平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 34 号から議案第 36 号の提案理由を申し上げます。

議案第 34 号 平成 28 年度和東町一般会計補正予算（第 1 号）は、産地パワーアップ補助事業、観光案内所建設事業、町道維持修繕事業、地方創生推進交付金事業、自主防災組織助成事業等において

議案第 35 号 平成 28 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、事業勘定における人間ドック検査拡充に伴う委託料等において

議案第 36 号 平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）号は、保険事業勘定における国・府負担金の返還金において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは、議案第34号のご説明を申し上げます。

議案書をよろしく申し上げます。

議案第34号

平成28年度和束町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,564万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,464万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月20日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページから、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

補正前の額、補正額、計の順に報告申し上げます。

まず、歳入です。

14款国庫支出金、2億8,398万2,000円、1,608万9,000円、3億

7万1,000円。

15款府支出金、1億9,266万1,000円、1億5,852万9,000円、3億5,119万円。

17款寄付金、1,000円、25万5,000円、25万6,000円。

19款繰越金、500万円、4,787万円、5,287万円。

20款諸収入、3,731万6,000円、230万3,000円、3,961万9,000円。

21款町債、5億1,400万円、7,060万円、5億8,460万円。

歳入合計、33億4,900万円、2億9,564万6,000円、36億4,464万6,000円です。

次のページが歳出でございます。

1款議会費、5,287万5,000円、346万3,000円、5,633万8,000円。

2款総務費、7億1,729万円、1,616万7,000円、7億3,345万7,000円。

3款民生費、7億5,317万7,000円、179万6,000円、7億5,497万3,000円。

4款衛生費、4億3,142万4,000円、24万3,000円、4億3,166万7,000円。

5款農林業費、9,369万5,000円、1億7,340万1,000円、2億6,709万6,000円。

6款商工費、2,751万6,000円、7,439万7,000円、1億191万3,000円。

7款土木費、3億2,629万1,000円、2,270万円、3億4,899万1,000円。

8 款消防費、3 億 4 8 9 万 6, 0 0 0 円、3 4 7 万 9, 0 0 0 円、3 億 8 3 7 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページが「第 2 表 地方債補正」でございます。

追加ということで、起債の目的は、観光案内所建設事業（過疎対策）でございます。

限度額が 7, 0 6 0 万円、起債の方法が証書借入又は証券発行、利率、年 5. 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということでございます。

続きまして、資料 No. 3 4、予算に関する説明書をもって主なものをご説明申し上げます。

総括は省略させていただきまして、5 ページ、6 ページでございます。

まず、歳入でございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、7 0 万 8, 0 0 0 円の補正でございます。

1 節社会福祉費負担金ということで、低所得者介護保険料の軽減の負担金でございます。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金で 4 7 9 万 4, 0 0 0 円の補正でございます。

1 節総務管理費補助金でございまして、個人番号カード交付事務費補助金が 1 0 5 万 9, 0 0 0 円、社会保障税番号システム補助金が 1 1 5 万 2, 0 0 0 円、地方創生推進交付金の「和寿香 茶ペル」支援事業分で 1 5 0 万円、地方創生推進交付金の交流拠点整備で 1 0 8 万 3, 0 0 0 円となっております。

同款、同項、6目消防費国庫補助金で97万5,000円でございます。

1節消防費国庫補助金で住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震改修の補助金分で22万5,000円、これも地方創生推進交付金ということで、安心安全まちづくり対策事業として75万円でございます。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金で875万円でございます。

2節林業費国庫補助金でございます、これも地方創生推進交付金のスポーツ聖地化づくり事業分でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で86万2,000円でございます。

これにつきましても、地方創生推進交付金のマウンテンバイクイベント分の補助でございます。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で35万4,000円でございます。

1節社会福祉費負担金で、低所得者の介護保険料の軽減負担金でございます。

15款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で15万円でございます。

これにつきましては、総務管理費の補助金ということで、地域創造拠点の整備交付金分でございます。

同款、同項、4目農林業費府補助金で1億5,549万9,000円でございます。

1節農業費補助金でございます、山地パワーアップ事業補助金、これはてん茶工場整備の補助金分でございます。

同款、同項、5目商工費府補助金で185万円でございます。

これにつきましては、地域創造拠点整備交付金、茶源郷インフォメーション、観光案内所分でございます。

同款、同項、8目消防費府補助金、45万円でございます。

これにつきましては、京都府木造住宅耐震改修事業費補助金でございます。

15款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金で22万6,000円ございま

す。

衆議院選挙の委託金で5万6,000円、経済センサス活動委託金で17万円となっております。

17款寄付金、1項寄付金、3目総務費寄付金で25万5,000円でございます。

1節和東町ふるさと応援寄付金分でございます。

次のページでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で4,787万円でございます。

1節前年度繰越金、純繰越金でございます。

20諸収入、4項雑入、1目雑入で230万3,000円でございます。

これにつきましては、自治総合センター、これは宝くじ助成でございます。140万円。あと、消防団員安全装備品整備等助成金で90万3,000円でございます。

21款町債、1項町債、10目商工債で7,060万円でございます。

これにつきましては、過疎対策事業債ということで、観光案内所建設事業分でございます。

次のページから歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費で346万3,000円の補正でございます。

人件費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で204万7,000円でございます。

人件費と13節委託料で、電算システムサポート委託料で390万円を計上しております。

同款、同項、2目企画費で405万5,000円でございます。

主なものが、13節委託料で350万円、地方創生まちづくり調査研究業務の委託料分でございます。

同款、同項、4目活性化対策費で304万9,000円でございます。

主なものが18節備品購入費で300万円、「和寿香 茶ペル」支援備品ということで、これは茶畑前の茶婚式の支援ということで、それに係る備品分でございます。

次のページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費で246万6,000円。

主なものは、15節工事請負費で216万6,000円、小杉集会所の屋根の改修工事分でございます。

同款、同項、9目自治振興費で145万8,000円でございます。

15節工事請負費ということで、これはコミュニティ助成、宝くじ助成でございます。各地域の掲示板整備工事請負費でございます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で284万2,000円でございます。

人件費と19節負担金補助及び交付金が105万9,000円、地方公共団体システム機構への負担金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費で141万6,000円でございます。

28節繰出金でございまして、介護保険事業勘定への繰り出しということで、低所得者保険料軽減分の繰り出しでございます。

次のページをお願いします。

5款農林業費、1項農業費、3目農業振興費で1億5,549万9,000円です。

19節負担金補助及び交付金でございまして、山地パワーアップ事業補助金、てん茶工場整備に係る補助金でございます。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費で1,750万円でございます。

主なものが13節委託料、マウンテンバイクコース調査業務委託料で500万円、18節備品購入費、マウンテンバイク購入で120万円、湯船森林公園の水利確保用の備品で1,100万円、計1,220万円の計上でございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、7,439 万 7,000 円でございます。

主なものが 1 3 節委託料 1 5 1 万 2,000 円、これにつきましては、観光案内所の工事に係る委託料でございます。

1 5 工事請負費で 6,918 万 5,000 円、観光案内所の新築工事代金でございます。

1 8 節備品購入費で 3 6 0 万円、同じく、観光案内所用の備品でございます。

次のページをお願いします。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費で 1,850 万円でございます。

1 3 節委託料で 3 5 0 万円、測量設計業務委託でございます。

1 5 節工事請負費で 1,500 万円、町道の維持修繕工事でございます。

7 款土木費、3 項河川費、2 目河川改修費で 3 5 0 万円。

1 3 節委託料ということで、測量設計業務の委託料でございます。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費で 1 6 3 万 9,000 円でございます。

1 1 節需用費で 1 0 7 万 9,000 円、消耗品ということで、これは消防団員のヘルメットでございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で 5 6 万円、自主防災組織への助成事業分でございます。

同款、同項、5 目災害対策費で 1 8 4 万円でございます。

1 1 節需用費で 9 4 万円、消耗品ということで、これは防災備蓄品分でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で 9 0 万円、これは木造住宅耐震改修事業補助金でございます。

次ページ以降に給与費の明細書をつけさせていただいております。お目通しいただきたいと思っております。

特別会計につきましては、各所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

では、私のほうからは、議案第35号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第35号

平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,991万6,000円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月20日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

10款繰越金、1,000円、171万6,000円、171万7,000円。

歳入合計、9億1,820万円、171万6,000円、9億1,991万6,000円。

めくっていただきまして、歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

1 款総務費、3 1 5 万 2, 0 0 0 円、1 2 万 1, 0 0 0 円、3 2 7 万 3, 0 0 0 円。

8 款保健施設費、1, 0 1 3 万 1, 0 0 0 円、1 5 9 万 5, 0 0 0 円、1, 1 7 2 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計、9 億 1, 8 2 0 万円、1 7 1 万 6, 0 0 0 円、9 億 1, 9 9 1 万 6, 0 0 0 円。

続きまして、資料 N o. 3 5、予算に関する説明書により説明させていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

2. 歳入。

1 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額は 1 7 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

1 節前年度繰越金で 1 7 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 2 万 1, 0 0 0 円。

1 3 節委託料 1 2 万 1, 0 0 0 円、電算システム改修委託料でございます。

8 款保健施設費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額が 1 5 9 万 5, 0 0 0 円。

1 3 節委託料で 1 5 9 万 5, 0 0 0 円、人間ドック検査委託料でございます。

以上です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

おはようございます。

続きまして、私のほうからは、議案第36号について説明申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第36号

平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,340万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

7款繰入金、8,450万7,000円、補正額0円、計8,450万7,000円。

予算の組み替えでございます。

9款繰越金、1,000円、910万円、910万1,000円。

歳入合計、5億8,430万円、910万円、5億9,340万円。

めくっていただきまして、続きまして歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に読み上げます。

7款諸支出金、72万円、910万円、982万円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.36、予算に関する説明書で説明申し上げます。

1ページから4ページは省略させていただきます、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、6 目低所得者保険料軽減事業繰入金、補正額 1 4 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

1 節低所得者保険料軽減事業繰入金で 1 4 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備金繰入金、補正額は△ 1 4 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

先ほど説明しました低所得者保険料軽減事業繰入金との予算の組み替えで、1 節介護給付費準備基金繰入金△ 1 4 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が 9 1 0 万円でございます。

1 節前年度繰越金で純繰越金として 9 1 0 万円でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 9 1 0 万円でございます。

2 3 節償還金利子及び割引料で、国・府返還金に伴うもので 9 1 0 万円計上させていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、町長に伺いたいと思いますけども、これは直接補正の予算とは基本的に関係はないといえないんですけども、この間、委員会等でいわゆる J R 加茂駅の駅員の体制についてお話しさせていただいて、7 月からの話ですから、町としてどういうふうにしていただけるのかということ、今、この議会でしか聞けないこともあり

ますので、とりあえずお聞きしておきたいと思うんですけども、あと、いろいろ今回も観光等の予算も組まれておりますけども、そういう意味でも、やはり加茂駅というのは和束町に来ていただく上での窓口でもありますし、そういう点ではそのサービスとか安全性というものがどのように保たれているかということは和束町にとっても大変大事な問題だという点で町長に伺いたいと思うんですが、一応、この間、一定その辺の状況について実態も把握していただいて、必要な要望等もしていただきたいという話はしているんですけども、その辺、この間、具体的にどのようにされていますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この件につきましては、正直なところ、岡本議員が話されたときに初めて承知していたわけでありまして、その後、これは1町の問題でもなく、やはり笠置も、南山城も関西線複線化の問題も関連しておりますので、そういった実態を探るというんですか、聞いてきたわけでありまして。

そういう中で、今、岡本議員が言われているような方向で進んでいるかのように、私、今の時点で受けとめておるんですが、これについての対応ですが、これについてもそうした今までから複線の電化もやっておられるところがあります。和束町も当初一緒にやっておったんですが、その後、その団体とは一緒になってないところがあるんですが、今後、今の機会に関係市町村合わせて、あそこだけじゃなしに、ほかの液もそういう方向で動いてきているように聞きますので、そういったことを今どう対応していくかと関係市町村で調整していると、こういうところは事実であります。今のところ、そこまでの内容であります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

岡本議員に申し上げます。

ただいまは平成28年度の補正予算ですので、議案に関する質疑を行ってください。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、申しましたように、直接、金額的には反映されておられませんけどもね、ただ、やはり実際に和東町の住民の方があの駅を利用されて、通勤や通学、通院も含めてそれも。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、議場の秩序でございます。予算に関する質問を行ってください。

○7番（岡本正意君）

これは大変必要な質問だと思いますので、もう1点だけお願いしたいんですけどね、先日、JR本社のほうに行ってみまして、いわゆる今回のことについてどのように考えているのかということをお府会議員や、また党の国会議員の秘書の方も含めてですね、また木津川市の議員の方も含めて要望というか申し出に行かせていただいたんですけども、実際に7月以降、あそこの体制というのは1人体制になるということにははっきりしております。あと、これまでなかった無人になる時間帯ということも発生してくるということもJRのほうは認めております。ですから、やはりそうなった場合に、障害者の方も含めてあそこを利用して行かれるということもありますし、そこで何かあった場合に駅としてどう対応できるのかということも、はっきり申しまして大変無責任な対応をされております。

無人になる時間帯があることについても、幾らでも管内には無人駅があるんだと、こういうような大変開き直ったような対応というか返答もされているんですね。ですから、やはり町長としては、もちろんほかの木津川市とかの対応もあると思うんですけども、やはり住民の命とまた安全というのを守る責任があるわけですから、いち早

くJRに対してもどのような対応をするのかと、実際どういう体制になるのかということと、ちゃんと明らかにしていただいて、町としても必要な要望をしていただきたいと、これだけは要望しておきたいんですけども、もう一回だけお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきましたように、今、関係市町村と協調して対応ということで、今、調整をしているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員、これに関する質問については。

○7番（岡本正意君）

わかりました、そこはそういうことで。

ただ、やはり大変急がれる問題ですので、実際に6月の来週から新しい機械も置かれて人員体制も変わっていくというふうに聞いておりますので、早急な対応していただきたい、これを要望しておきたいというふうに思います。

次にですね、予算に関して、道路維持費の関係なんですけども、町道維持修繕工事等が今回計上もされているんですけども、今回、一定大きな額が計上されている面もありますので、具体的にどのような工事をされるのか聞いておきたいというふうに思いますのと、あわせて、一つは、門前と中地域を結ぶ、この間ずっと改修されました日本一橋が一応開通されまして、それはそれでよかったと思うんですけども、以前の橋のときに、これは住民の方からお話があったんですけども、いわゆる転落防止というか、欄干のようなものがあつたような気がするんですけども、今回は全くないということで、あれで工事は終わりなんだろうかという話も聞いておるんですけども、その辺も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

今回の補正では、3路線の改修を考えております。

あわせて、日本一橋の件ですけれども、日本一橋の件につきましては、地覆のみの前回とほぼ同様の形で修復をしたということで、若干、地覆の高さが低くなっている部分は確認しておりますけれども、通行には支障ないということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる通行には支障はないということで、もちろんないというふうに思いますけれどもね、通るだけに考えたら。ただ、やはりいわゆる歩行といいますか、実際に歩いて渡るとか、自転車で渡るとか、バイクで渡るとか、いろんなことがもちろん想定されるわけで、また、高齢者の方もふえているという状況もあります。そういう中で、何もただ単に川を渡っているという状況でいいますと、今の現在の状況から考えましても、もう少し配慮があってもいいんじゃないかというのは私も見て思ったんですけれども、その辺はまた状況も見て検討いただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、数年前にいろいろ京都府下で通学路の事故がありまして、全府的にも通学路の整備ということで、また安全対策ということがこの間されてきたわけです。和東町でも教育委員会とも連携いただいて、またPTA等とも連携いただいて、一定の通学路対策ということをされてきたというふうに思うんですけれども、いわゆる今現在の、今年度も含めてですね、そういった意味での対策というのはどのように計画があるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

通学路につきましては、現在も整備を進めているところでございます。ただ、議員もご承知のとおり、町道につきましては、幅員等を一気に拡幅するとか歩道を一気につくるのはなかなかできません。路肩の整備及びその他除草等の作業等も含めまして、できるだけ子供たちの通行の安全の確保に努めたいと思っております。

なお、ほかのところにつきましても同様の対応をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほどの日本一橋の件ですけれども、長さが約5メートルちょっとの橋長でござひます。そこは譲り合うということも含めまして考えておりますので、車の速度等も含めまして、従前の効力を發揮していると思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる車だけじゃなくて歩行者等の転落防止も含めて、また状況を見て考えていただきたいというように思ひます。

それと、今、通学路の関係で一定努力いただいているという話もあるんですけども、もちろん言われますように、歩道をつけるとか、また大幅拡幅するとかいうことは町道においてはなかなか厳しいものがあるということも理解しているんですけども、その点、これは提案といいますか、また検討いただきたいんですけども、この間、いわゆる事故がありました、亀岡のほうで。事故現場も含めて、この間どのようになっているのかということで、たまたまあちらのほうに行く機会がありましたので見てきたんですね。きょう、その実際のものを見せればよかったですけども、用意できなか

ったので口頭だけになりますけども、私が言いたいのは、例えば、数年前に町内の東区内の通学路となる道路のところにペインティングしていただきましたよね。それは路肩の今まであった白い線の内側に色を塗って、ここを安全地帯というか、歩きましょうということで塗っていただいたと思うんです。しかし、実際、それでいきますと、こんな細い家とも全然関係ないところしかそれがスペースがないというところがあるんですね。そうすると、ほとんど安全確保になってないという状況があります。

そこで、亀岡の状況を見てみますと、もちろん従前の白い路肩を示すような線はあるわけですけども、さらにその内側に青い線が引いてあるんですね。そこは通学時間帯であるとかいうことを見越して、そこまでは子供たちは歩いてもいいですよ。車のほうはそこを配慮して、そういう時間帯についてはスピードを落とすなり何なりして走ってくださいという意味で、青い線がその白い線よりもさらに中に入る中で、より安全を確保できるスペースとして明記されているんですね。ですから、やはりそういった措置というものも本当にちゃんと安全を確保して歩くであるとか、それはもちろん子供たちだけでなく高齢者の方もおられますから、地域の方が安全に歩くという点では、そういった意味での明記というのも今後やる必要があるんじゃないかなというふうに思いました。そういうことも含めて、今後検討いただけたらというように思うんですけども、その辺、お考えいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

今のご意見については貴重なご意見だと思います。今後検討し、できるところはやっていければいいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

ぜひ、また現地の確認もいただきながら、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次に、今回予算の中で一定いろいろ大きなあれもあるんですけども、マウンテンバイクのコースの整備ということで一定の予算が組まれているんですけども、この辺についての説明をお願いします。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

マウンテンバイク、今現在、F 2 ということで国内規格の分はあるんですが、最終的にはワールドマスターゲームということで国際大会に対応したようなコースに仕上げていきたいというような形で思っておりまして、そのためのコースの設定ということで今回500万円の委託料を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

いわゆる国内大会だけじゃなくて国際大会も見越したマスターコースをつくりたいということですけども、それは今までとどのように変わってくるのかですね。国際大会にも耐えられるというか、そういうようなコースというのは今までとどう違うのかということもありますし、それとあと、そういった大会を誘致していくというような今後の見通しというものがおありなのかということですね。その辺が方向性があるのであればお聞きしたいなど。

もう1点、これは前から言っているんですけども、既にされているのであればそれ

で結構なんです、やはりさまざまな方が利用されるということで、特にスポーツという一定けがも想定されるようなスポーツですから、いろんな意味で最低限の安全対策が必要だろうと。いわゆるAED等の設置も当然必要になってくるだろうということでこの間お話もしていたわけですが、これはもちろん運動公園等のスポーツ施設全てにかかわることですが、その辺も含めて整備していただいているということでよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、国際大会に耐え得るようなコースということで聞いておりますのが、スタートの地点が100メートルで、6メートルの幅員が要するというようなことでございます。その他の部分につきましても細かいところでは私も認知しておりませんが、その第1としては、今回500万円を上げさせていただいておりますスタートダッシュの部分ですね、そここのところの整備ということでご理解いただきたいと思います。

また、現在、ワールドマスターズの関係では、近畿圏で1カ所、本町が名乗りを上げたいというような意向も持っております。また、この前にも自転車振興実施計画ということで実施させていただいております。この内容も十分検討しながら、その大会に向けた形の中で準備を進めていくというような計画を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今ありましたように、AEDにつきましては、現在のところ、私どものほうで整備させていただいておりません。ただ、おっしゃるように、やはり何らかの事故が発生した場合に心臓停止というようなことの場合には対応することも必要であろうかと思っておりますので、今後、今の部分につきましては検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

済みません、ちょっと補足的な説明になって恐縮ですが、安全対策という点につきまして追加で言わせていただきますと、現在、湯船のマウンテンバイクのコースにつきましては、いわゆるそういった専門の自転車の関係をやっておられる方に毎週来ていただいてコースの運営をする、あるいは大会時にもそういった方が中心になって大会の運営をしていただいているという形をしておりますので、大会等を開催する場合、当然、これは危険が伴うスポーツということで、実は免責等につきましては大会の案内の際も伝えてはいるんですが、一定、スポーツ保険等の範囲の中でそういった安全対策については専門的見地から日に日々の管理もしていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるマウンテンバイクの運営については、もちろん専門的な方が対応していただいているということは当然そうだと思うんですけどね、ただやはり、そういういわゆる国際大会とか、いろんなレベルの高い大会とかがあるときというだけじゃなくて、いわゆる親子で遊びとか、そういうレクリエーションの中でそれを利用するという方も来られるわけですよ専門的な方だけじゃなくてこれはもちろんけがをすることもそうですし、あと、熱中症とかのことも含めて、今後、いろんな方でそういったことが想定されるわけですよ。

専門的な方だけじゃなくて、そこにおられるいろんな方がそれを作動できるということが今どこでも言われてますよね。学校であろうがどこであろうが、私たちである

うがですけども、いろんな方が道端で倒れたときに、近くにあったものを持ってきて、それができるかどうかということが言われているときですから、やはりそういうことを売りにされているということであれば、最低限、いざというときに対応できるようにそういったものを置いておくというのは今は常識ですから、これは多分1年以上前から言っていると思うんですね。このマウンテンバイクのコースをつくると言われたときから言ってますし、この間でも多くの方が利用されているということであれば、いつ何時どういふことがあってもおかしくないわけですから、そこは検討だけじゃなくて、何か起こる前にすぐにでも設置すべき問題だと思うんですね。ですので、そこは早急に検討もいただいて、利用者の安全を守る立場からそういうのを置いていただいて、関係者の講習もしていただきたいというふうに思いますので、そこは前から言っていることですので、強く要望しておきたいというふうに思います。

それと、次に、災害対策の関係で、今回、一定の予算が組まれておりますけども、先日の一般質問でいわゆる避難所の指定の関係で和東中学校の施設を避難所として指定したということで行われました。しかし、そのときに行われましたように、肝心の現場とは何の相談もなく、ある意味、勝手に指定したというところが変ですけども、一方的に指定をして、現場では何ら知らないという状況があることがはっきりしたので、今後ちゃんと連携いただきたいという話をしたんですけども、その後、具体的にその辺の通知も含めて対応されたでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回のご質問がありました和東中学校のグラウンド以外の校舎、体育館についての避難所の指定についてでございますけれども、一般質問でもお答えさせていただきましたように、今後やはり文書によりまして協定を結んでいくということとしておりま

す。それにつきましては教育委員会の事務局と今、調整中ということでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる今度の防災計画というのを定めたのは1年ほど前ですか。実際にホームページで挙げられたのがことし1月ぐらいに挙げられたと思うんですけどね、やはりそういう大事なことを現場のあれもなく勝手に指定するということになれば、要は、災害っていつ起こるかわからないわけですよ。突然来るかもしれない。

先日もいわゆる熊本の地震にしても北海道もありましたね。函館ですか、そこで震度6弱の地震があったと。それも可能性としては物すごく低かったわけですね。だけど突然来たと。

幸い大きな被害はなかったからよかったですけども、和東町だっていつ来るかわからないと。そのときに行政としては和東中学校にそういうふうに指定はしたけども、現場は全く知りませんでは困るわけですよ。ですから、その辺、もう少しちゃんと緊迫感を持って早急にそういったことを現場にも伝えるし、そのつもりにしていただきたいということをやっていただきたいというふうに思います。

それとですね、あと、和東小学校もそういった指定はされているけれども、あそこは何も備えはないわけです。それもこの前、言いましたからきょうは言いませんけども、あともう一つ言いたいのは、トイレの様式化の関係なんですね。

これは教育委員会とも関係がありますけども、多くがやはり和式になっています、小学校のほうは。そういったことが想定されたときに、多くの方が利用されるわけですから、そこも早急に計画を持って整備していただきたいと思うんですけども、その辺の計画は今あるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

和東小学校でございますけれども、これにつきましては一般質問でもお答えさせていただきましたように、一定備蓄品を整備すべく、校舎の敷地内に防災備蓄倉庫を設置できるように現在調整を図っておるところでございます。

あと、トイレにつきましてはですけども、様式化を図っていくということでございますけれども、和東小学校内におきましても一定の様式化が進んでおるという認識は持っておるところでございます。ただ、今後、そういった大規模災害ということになりましたら、校舎内のトイレだけでは当然足りないということでございますので、仮設トイレ等におきましては様式という形で考えてまいりたいということでございます。小学校の様式化につきましては、また連携を密にして調整を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる数年前に和東小学校のトイレの様式化の状況とかを調べさせていただいて、大半が様式化してないという状況がありました。中学校についても、やはり指定したんであれば、そういった意味で防災の拠点として活用したいんであれば、そこはやはり指定するだけじゃなくて、ふさわしい施設整備のほうも考えていただきたいというふうに思います。

それともう1点ですね、これは前にも言って、今、一定改善もしていただいた面はあるんですけども、いわゆる災害時の避難所等の看板についてなんですね。これは副町長が総務課長をされていたときに何度も言って、一回つくったけども見えにくいと

ということで、さらにやっていただいたんですけど、なぜ、あのよう認識しづらい看板しかつけれないのかなというように今も思っているんですよ。

この間、茶源郷関係とか、いわゆる京都府の関係とかも含めていっぱい看板をつくってますよね。緑の板のような看板も含めて、それは物すごくはっきりしてますよね。なのに、なぜ、ああいう大事な災害時等にここに行きましょうというような、そういう看板があのように見えにくいものでしかつけれないのかということが、ああいうものができればできるほど今もすごく疑問に思っているんです。

2回もやり直してもらっているという意味では大変もったいない面はあるんですけども、ただ、やはりいろんな方がこの間、外国人の方も含めて和東に来られていると。何遍もいろんな方が地図を持って歩いてはるのを見えています。そういう点では大変ありがたい話だけでも、ただやはり災害はいつ起こるかわからないというような状況の中で、いわゆる町のいろんな地理感覚がわからないような方も含めてね、たくさんの方が町内を歩いていただいているという中、もっとわかりやすい表示をしていかないと、混乱が起こるんじゃないかなというように思います。その辺、今どういうふうに認識されているのかということと、今後、何か改善等あるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

避難所の誘導看板というか、案内看板のご質問でございます。これは兼ねてより岡本議員よりご質問をいただいておりますというところでございますけれども、一定の改善はさせていただいておりますというところでございます。

ただ、本町で指定させていただいております避難所につきましては、一定、地域住民の方々につきましては所在地等を認識されておるという前提に立っておると

ころでございます。

ただ、今、ご質問にありましたように、やはり観光客とか通過者とか、そういった形で、その時点で一定の避難が必要というケースも当然想定されるわけでございます。そういったときにつきましては、やはり想定されるのが広域避難所への誘導ということが考えられるということでございます。今後、広域避難所につきましては、よりわかりやすい看板へまた改修をしてみたいと思っておるところでございます。

現在つけさせていただいておる看板につきましては、ご存じのように、関電柱、電々柱なりに添架させていただいておるところでございます。そういった中で一定の制限があるということでございますので、ご理解いただきたいということでもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私ね、制限があるから、あの程度の看板しか立てられないというのは、一方でなぜ大きい看板が幾らでもできるんですか、いろんなお茶の関係とかね、いわゆる美しい村連合とかのああいう看板とかね、今回幾らでもつけてるじゃないですか。あれは物すごくわかりやすい大看板というかね、誰でもぱっと見てわかるようなものが幾らでも今はできているのに、それとどう違うんですか。それはどうですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

一定、誘導の標識を立てる場所につきましては、やはり適切なところに立てなければならないということもございます。ああいう大きな看板を立てるときにつきましては

は、府道とかに占用許可をとって大きなポールを立てて、その大きな看板を設置していくということとなります。そういう場所はどうしても確保が難しいということで、現在、電々柱なり関電柱に添架させていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時28分～午前10時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

農林業費の農業振興費の中で1億5,500万円の山地パワーアップ事業補助金となっていますが、これはてん茶工場ということで先ほどお聞きしましたが、詳細をお聞きしたいんですが。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。現在、式部共同製茶組合の方々が今、株式会社式部ということで会社が設立されました。そちらのほうで、現在、てん茶工場を建てるという事業が打ち合わせというんですか、京都府との協議の中で補助金が採択されるであろうということでございましたので、今回1億5,549万9,000円ですね、国の補助金と京都府からも補助金がついておりまして、この計画で進むということで内報いただいておりますので、今回補正予算を計上させていただきました。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

それじゃあ、補助率はどれぐらいになるんです。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

国のほうが45%、それから京都府のほうが4%ということで、合計49%の補助率ということで聞いております。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

そうすると、かなり大きなてん茶工場ができるということですね。詳細はわかりました。

それともう一つ、自治振興費の中で掲示板整備ということで145万8,000円が計上されておられますが、これは総務課長から昨年度から各地区に1基いいますか1体設置させてもらうということを聞いているんですが、どのような形態になるのか、詳細をお聞きできたらと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ただいま村山議員のご質問にもありましたように、昨年度から宝くじの助成を申請しておりまして、それが採択されたということでございます。それに基づきまして今

回補正を上げさせていただいたというところでございます。

計画では、今後15行政区の掲示板1カ所を更新なり新設なりで対応してまいりたいと思っておるところでございます。細かい掲示板の形態等につきましては、今後、調整を図っていくということとしておるところでございます。

この予算をご承認いただいた後、また区長様と調整を図りながら、今年度中の整備を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

私、昨年度、区長をやらさせていただいて、掲示板に張り物を何回もやらさせていただきましたんですが、今の掲示板は合板といいますかコンパネですので、非常にピンがささりにくい。ちょっとした風で飛んでしまうというようなことですので、できれば樹脂製かピンがささりやすいようなものを要望したいと思うんですが、総務課長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ただいま議員のご質問にもありましたように、一定そういった課題があるというところは認識しておるところでございます。掲示板につきましても、一定、技術的な進歩もあるということは想定されるわけでございます。今回、この予算に上げさせていただきました予算の範囲内で、できるだけ上質の掲示板を設置してまいりたいというように努力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、先ほど岡本議員のほうからマウンテンバイクのことでご質問ありましたが、ページ14ページなんですけれど、備品購入費の中でマウンテンバイク購入ということで120万円上げていただいておりますけれど、これは1台あたりは幾らぐらいの車輪を検討されておられるのか。そしてまた、どのような方、子供であるのか、使用者はどのような方を対象に購入をされようとしているのか、そういったことについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、マウンテンコースに貸すために持っておりますのは大人用が7台、それから子供用の24インチが10台、それから20インチが2台、幼児用ということで4台の合計23台、現在、森林公園のほうに持っております。計画しておりますのは、単価6万円ぐらいの自転車を20台、スクール用ということで整備したいと。

先ほど言いましたように、和束町の自転車振興実施計画がやはり中学生とか子供さんのほうにも広げていきたいと思っておりますので、そのあたりの一応、計画で20台としておりますけど、台数につきましては、今後、使用実態を考えながら購入は考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先ほどコメントの中では競技用を国際的に協議をしていくためのコースづくりとい

うものを考えておると。それは委託されて、コーディネータの方がおられて企画されるんだらうと思うんですけども、今、おっしゃっていただきましたように、このように台数を固めて、シニア、あるいは子供さんとかに練習場としてお貸ししていくというようなことであれば、そういった企画対象を町がやっていって、町が企画して運営をしていくと、そういうような運びにしていこうという計画はあるんですか。その辺についてお答えください。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

やはり自転車の湯船の分については、今、湯船のほうにお願いしておりますけども、そういった運営団体というのは別に設置していかなあかんというふうな形で思っております。

今、言いましたように、コースは当然コースとして人に来ていただくためには、それなりのコースが充実しておるということは第1点必要だと思います。現に来られた方が自分の自転車をお持ちでない方であっても、お貸しした中で、施設自身、遊ばしていくわけにはいきませんので、やはり今後の利活用を考えた中では、レンタルできるものもつくりながら、施設の運用自身も今後続いていくように考えながらということと整備したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

まだわかりにくいんですけど、バイクを貸して、そして一応、競技場で走行される。そうすると、やっぱりけがも出てくるしね、傷害的な保険等の団体保険ですか、そういったことに加入等々も充実していかなきゃならない。だから、運営するにはか

なり自治体として考えていかなきゃならない点が多いと思いますけれども、その点についてはまた今後、台数がふえるに従って、また利用者がたくさんふえてニーズがふえてくることによって考えていただかなきゃならないんだろうと思うんですけれども、その点ひとつまたよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、その下の森林の水利確保の備品ということで1,100万円上げていただいております。この水利の備品というものは車という形で理解させていただいていんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、給水車でございます。現在、湯船の公園につきましては、湯船区のほうでポリタンクというんでしょうか、大きなタンクに水を入れての運搬ということになっておりまして、水自身がこちらでは使えないという状態になっております。給水車を用意いたしまして、飲み水なり、また自転車の洗車ですとか、ご利用者の方に水を提供したいという意向の中で、こういった形で計上させていただいております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

給水車を購入されるということなんですけれども、水道の施設を引くよりも給水車でやるほうがというような天びんの中での結果だろうとは理解するんですけれども、やはり車の置き場所とか、あるいはイベントがあったときだけ稼働していかなきゃならない。いつもずっと置いているとか、そういうような施設の使い勝手ですね、その点についてはどのようにお考えになっているのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在もトイレ用に湯船区のほうでは水も運んでおられるところでもございます。現に常時ということもありますけども、ほかの部分でも緊急の分でもありましたら、またそういった形でも利活用できるのかなというふうに思っております、この分につきましては、あくまでも自転車の関係の施設用にとということで購入いたしますけども、また将来的に何かの形で違うこともあれば、またそれも活用したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今のところはそのような形でやっていくとそのようなことの答弁であろうかと思うんですけど、やはり水という形になると水道というような形が一番普及されて皆が理解しておる。そのような形で今後整えていっていただくのが皆さん来ていただいた中で利用していただく。給水は給水、洗車する場所は洗車場、そして飲み水にするときは飲み水と、いろんな場所があるんで、やはりそういう施設を場所場所でニーズのあったところで整えていくというのが施設としての利用価値を高めていくという意味では非常にいいことだろうというように思います。給水車で今回は水対応という形で理解させていただきたいと思っております。

それから、次に、ページ9ページのふるさと納税についてお聞きしたいと思っております。

ふるさと納税については、総務省のほうで納税者の方に2割を限度として特産物をいただくというような形で、ほぼ国民の方には認知されてきていると思うんですけれ

ども、つい最近、企業版でふるさと納税もやっぺいこうというふうな案が国のほうで浮上しておるところでございます。私もその中でですね、こどもからお年寄りまで元気なまちづくりとか、行ってみたい茶源郷、自然が輝く等々五つのキャッチフレーズが並んでいるわけなんですけれど、この中で金額構成を見てみると、やはり高齢化に対する元気なまちづくりをしていこう、それを応援しようというのが71件、そして、自然が輝く自然環境を豊かにしていこうというのが88万1,000円という形で大きな金額が上がっております。

しかしながら、その中で住んでよかったとか、文化が香るとかいうところの金額が極めて伸び率が少ないということで、どうなのでしょう。国も企業版を考えているというようなことでありますので、和束のほうでもこういった一つの外に対するキャッチフレーズというものをいま一度新しいものに衣がえしてはいかがかなと、このように考えているんですけれども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

議員ご質問ありましたふるさと納税につきましては、年々認知が進みまして、寄附額も大きくなっておるところでございます。平成27年度につきましては総額110万円以上の寄附をいただいたというところでございます。

今、ご質問にありましたように、うちのほうは五つの用途を設けた形で寄附を募っておるところでございます。今、ご指摘ありましたように、住んでよかった、うるわしのまちづくりと、あと文化が香る元気なまちづくりにつきましては、やはりほかの項目に比べて少額な寄附ということとなっております。ご了承ください。

今後、これの寄附の用途の見直しというご意見かと思っております。現在、この五つに分けてご寄附をいただいて、まだ事業の展開はできておらないというところでございます。

す。こういった項目の中で少ない金額につきましてはなかなか事業展開が難しいというのが現実でございます。今、議員のご指摘も踏まえまして、今後、今まで寄附していただいた方の意向もそんなくいたしまして、今後またよりよい、使いやすいふるさと納税の寄附金という形で考えてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

一つそのような前向きな形の中で検討していただきたいと思っております。

寄附金をいただいたら、それに対する半額なり、それに対する何割かを、ふるさと納税をいただいた方にお返しするわけなんですけれども、和東町はお茶という形にこだわって、お茶一辺倒という形の中で還付をされているということでございます。そういったことが還付する金額が町からされているということが一つ私はどうかなと思うんですけれども、町のほうに納付された金額を今度はお茶ならお茶を業者の方に委託をしてですね、業者の方から和東町を経由して納税者の方に返すということによつたら、地域の商業の方にもある程度のメリットがあるだろうと、このように思います。

また、お米についても、和東町は非常に少ない額でありますけれども、お米としての質も和東にとっては非常に全国的には上位のほうのランクにありますので、お米についても一つのお返しする材料に考えてはどうかなと。

もしくは、鳥獣害の肉ですか、加工品ですか、そういったものもバージョンアップした中で、一つの納税に対するお返しの品物として対象とし組み入れていってはどうなんだろうか。一つにこだわらず、二つ三つ、和東町の特産品はこういうものがありますよというものをアピールする意味においても、商品のバージョンアップということも考えていっていただきたいなと思うんですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品につきましては、制度ができました平成20年度につきましては、和東茶の缶入りをお返ししておったというところでございます。

平成27年1月より、今回、現状のお茶を使った加工品まで広げさせていただいたというところでございます。その効果であろうかと想定されました平成27年度につきましては、平成26年度に比べて倍以上の寄附をいただいたというところでございます。

和東町の地場産業ということでお茶に特化した形での今回、現状としては返礼品としておるというところでございますけれども、議員ご指摘ございましたように、お茶以外のふるさと産物というのに拡充していくということも必要かと思っております。そういったものだけに限らず、こっちへ来ていただくという形で、さまざまな公共施設の利用権、そういった形まで広げていければいいかなというように、現在、担当課としては考えておるというところでございます。

今後、よりよい自主財源として非常に有効に活用できるというふるさと納税ということでございますので、より一層の寄附しやすい環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ふるさと納税、今、おっしゃったように、100%自主財源になるわけですので、ひとつ今後よろしく、スポットライトを当てて見守っていただくようお願いをして

おきたいと、このように思っております。

それから、最後になりますけれども、その隣の10ページの地方創生まちづくり調査研究業務委託料350万円、これはどのような内容になっているのか、内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、地方創生まちづくり調査研究業務委託料という形で350万円上げさせていただいております。これの中心的な業務につきましては、いわゆる宇治木屋線のトンネル化が実現できた場合、本町における経済波及効果がどれぐらいあるかという、そういったものを把握していくために一定の資料の整備という形で今回、委託料という形で上げさせていただいたというところでございます。

京都府におかれましても、今年度、事業着手に向けた調査費を計上させていただいております。今後、平成のまちづくりの取り組みを京都府が聞かれてくるということでございますので、今後より一層推進できるいわゆるバックデータという形で一定の資料を整理したいということで今回上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

その中で、私、ふっと思っておりますけれども、これは行政のほうからいろんな形の中で費用対効果というものを考えて、これからまちづくりを進めていこうという考え方であろうと思っておりますけれども、やはり以前から町長がおっしゃっているように、町民とコ

ラボをして協働したまちづくりをつくっていかうじゃないかというふうな提案をされておりました、町民の方々も、そうだねというような形の中で受け答えをされておることとありますので、和東の中でもいろんな産業がございます。土木関係に携わっている方、あるいは第1次産業にかかわっておられる方、お茶の生産にかかわっておられる方、そして商業的にやっておられる方、これらいろんな業態があろうかと思うんですけどね。

今、申し上げましたように、1、2、3の業態の中でそれぞれの得意分野の中で宇治木屋線というものが開通した暁には、こういうことをやってみたい、こういうような絵をかいてみたい、そういった業態別に結果を求めるというんですかね、まちづくりの考え方というものが視点が変われば結果も変わってくるだろうと思うんですね。だから、そういった業態の方々の、今おっしゃっているようなこのような費用対効果はどうなっているのかというふうな形の中での考え方、アンケートのとり方、そういったものも調査をお願いして計画を練られてはどうかと思うんですけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、業務委託でございますけれども、まだ詳細な仕様書ができておらないというところでございます。当然、今、議員ご質問にございましたように、町内のさまざまな産業構造別、あるいは年代別、そういった方々のニーズの調査というのは当然把握すべきもんだと認識しておるといってございまして。

今後、仕様書をつくっていくに当たりまして、よりよい調査ができるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、国保のことで少し質問をさせていただきたいと思います。

今回、人間ドック検査委託料 1 5 9 万 5 , 0 0 0 円計上していただきました。これは本当に喜ばしいことをごさいますて、今までの検査費用を 5 割から 3 割にという、そういう予算を計上していただいたと、これは非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

そこで、詳細につきましては発表がなかったのですが、委員会でもそこまでは行っておりませんで、人数枠がどんなふうになるのか、また 1 泊、日帰りにつきましては変更はあるのか、その辺の内容が従前と変化するのかどうか、その辺、わかっておりますらご答弁願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、過去の実績なんですけれども、平成 2 6 年度 3 4 . 7 % でした。平成 2 7 年度におきましては 3 5 . 8 9 % の受診率となっております。

内訳としましては、特定健診のほうが 3 3 6 人、人間ドックのほうが 1 2 1 人ということで、合計 4 5 8 名の方が受診していただいております。3 5 . 8 9 %、これを 4 0 % に持っていきたいということで人数を算出しまして、その結果、まず特定健診のほうでは目標を 3 7 0 名、それから人間ドックのほうは 1 4 0 名、この受診を想定しております。その結果、予算としては計上させていただいた金額が補正が必要ということで、今回計上させていただいた次第です。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

特定健診も上乘せできる。人間ドックについても約20名ぐらいアップさせることができるということで、40%を目指していくということでございますので、そこですが、人間ドックにつきましては日帰り、1泊ございますが、特に1泊につきましては、毎年同じ方が申し込んでおられるという、そういう実態もございまして、できるだけお申し込みは新しい方も優先的に入れていただくとか、そういう住民の方からのお声もいただいておりますので、その辺を検討していただきたいと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

従前から人間ドックの申し込みにつきましては、去年、前回に受けられてない、申し込んだけど、キャンセル待ち等で受けておられない、もしくは申し込みすらされていない方と去年も受けているという方がいらっしゃったら、従前からの初回というか、去年受けておられない方を優先して受け付けさせてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

ぜひ、その辺よろしく願いいたします。

続きまして、10ページなんですけれども、今回、推進交付金を受けていくということで一般質問させていただきました。その内容では本当にスポーツ観光、そういうことがメインになっておりまして、その辺は質問が出ましたので、「和寿香 茶ペ

ル」支援備品として300万円計上していただいております。先ほどの説明では、茶婚式というふうに説明をしていただきましたが、もう少し詳しく内容がわかっておりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

竹内議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、茶ペルという名前がついておりますけども、結婚式用の備品でございます。和東町に来ていただいて、茶畑であったりとか町内の中で結婚式を挙げていただきたいなということで、地方創生推進交付金の中でこういったものの構想を挙げさせていただいております。

先ほど総務課長から予算の説明の中にありましたように、茶畑の前で結婚式ですね、また披露宴を挙げていただくための机でありましたり、食器でありましたりということで、結婚式の持ち出し用の備品を購入していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

非常に近年にない明るい話題といたしますか、これが和東町のスポットを浴びて本当に前向きな観光のスポットにも取り上げられるような、そういう推進になれば成功だと思いますし、あとはどのように取り組んでいただけるか楽しみにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それに合わせましてですね、前回質問もさせていただきましたが、総務課長にフロアでの活用とぜひ連動させていただいてやっていけるようなものがあれば、その辺、取り組んでいただきたいと思いますのですが、総務課長、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

竹内議員の一般質問にもございましたように、いわゆる記念日等におけます記念撮影コーナーということでございます。これにつきましては、一般質問で答弁させていただきましたように、今後、検討を図っていくということとしております。

今、ご質問にもありましたように、当然、茶婚式で今回整備していただく支援備品の中で共有できる部分につきましては共有できると。有効の活用を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、最後にもう1点お尋ねしたいんですが、農林業費の中の今回予算を計上されておりませんが、今、住民の皆さんから非常に悩みを聞かせていただく機会が一番多いのが有害鳥獣問題でございます。町としても何とかしなければという、そういう思いで今回1,000万円の予算も組んでいただき、捕獲という形の中で大がかりなことをやっていただいております。繰越明許費にもなっております。そういう予算の使い方ですが、一体、今どの辺まで進んでいるのか。委員会で話が出ていると思いますが、その辺わかりませんので、成果ですね、進捗状況ですね、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

サル被害につきましては、先ほど議員からもありましたように、大変いろいろ町内の方からも苦情をいただいております。先週も2人、3人と、どうにかならないのかというような苦情ですね、また、何とか手だてはないかということでいろいろいただいておりますけども、今おっしゃいましたように、産業常任委員会のほうでちょっとご説明させていただいたんですけども、繰り越しで今、予算のほうをさせていただきました、去年の12月ごろですかね。契約としては1月から業者のほうと契約いたしまして、今、園村のほうで餌づけというような形で仕事をしていただいております。現に、おりを設置しているという方向ではなくて、餌づけをして、そこにサルを集めてきて一斉に捕獲するといいますか、一網的に捕獲するということで、一応、計画の中では130頭をそのおりでとりたいというような計画で動いてきておりました。

現に3月31日までしてたんですが、サルのつきようがなかなか餌づけするところ集まってこないという実態がございまして、先ほどありました繰り越しもしていただいておりますけども、この5月に業者と再協議ということでさせていただいております。

当初の一斉で130頭を目指さなくてもいいんじゃないかというような私のほうからも意見を出させていただいております、そんな大きなおりではなくて、小さなおりで何頭かずつでもいいから捕獲する方向にいけないかということで協議しております。

委員会のほうにもご質問あったんですけど、委員会後も担当のほうに言いまして業者を呼び出して、設置場所を再度現地歩きしようということで、今、進めておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

やはり少しでも、例えば1匹でも捕獲できたという成果が出ておりましたらこんなふうな声は出ないと思うんですけれども、非常に疑心暗鬼な思いで住民の方も見ていらっしゃいます。今まででしたらお茶の時期はサルは出てこないというような風潮がございましたが、ことしはお茶の時期でも出てくる、そういったことを住民の方が非常に苦情として体感しておられます。何とかしてほしい。屋根の瓦が割れる。雨漏りがする。そして、先日もお墓参りに行ったところ襲われた。もう一目散に逃げて帰ってきたんですって、そういうお声も聞かせていただきました。

今、大きな捕獲を町は考えてくれているんですというふうに説明をしましたが、私もその場所に行ってきました。そしたら、本当にそのおりはまだ全くなくて、広い原っぱに古い机が一つあって、そして干からびたミカンにかびが生えて、その辺に転がっている。これではサルの餌づけとはとても言えない。

カメラが設置してありました。このカメラの後ろには電話番号が書いてございますが、どういった効果があるのか疑問に思いました。本当にこれでサルが来ているところをきちっと掌握することができるのか。これは予算がもったいないのではないかなというような思いになりました。

5月に再検討されたということですが、あの場所では本当に無理です。ですから、もっと違う方法を考えていただかないと、これでは住民さんも納得できないというふうに思うんです。

今、目標は130頭というふうに計画はお聞きいたしました。ですから、本当にこの辺、再検討の段階でもっとほかの場所にもしようと。そして分散していこうというような声が出なかったのかどうかですね。それから、今後においてもっと分散していけるような方法、そして住民の皆様にも声を聞いていただいて、こうやったらいいんじゃないかというような声も聞いていただいて、業者の委託に任すのではなくて、その辺取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

今、議員からありましたように、やはりサルがたくさんふえてきているというのが、農村振興課にサルについての苦情がたくさん寄せられているというところの実態だと思います。

今ありましたように、3月末までは、議員が行かれた場所につきましては、そこにおびき出して、本来ルートより外して、ほかの農作物に被害を与えないという形で誘導させて、影響ないところに寄せてきて、そこで餌場という形にしてとるというようなことを業者が考えた中でやってきたようでございます。それでは効果がないのではないかということで5月に話をさせていただいてまして、今、言いましたように、動けるような場所を何とかしていかなあかんのじゃないかというような指摘をさせていただきまして、考え方ですね業者からいいますと、やはりちまちまとすると群れが分散化していくというようなことが言われるんですが、やはりこちらとしてはサルを1頭でもとって減らしたいという思いもある。だから、会社の考え方はあるかもしれないけども、こちらとしてはたとえ1頭でも2頭でもとっていく方向も考えていきたいというようなこともっております。

発信機自身が現在1台しか動いていないのではないかというようなことがございまして、金曜日でしたけども、木曜日に私の家の屋根を走ってましたんで、また来ておるといふことで、私のまわりにもよくサルが来ますので、雌ザルに発信機をつけるといふ形がありますので、雌が捕獲できたら発信機をつけるといふようなことも金曜日に担当のほうと話してまして、発信機をつけることも必要やなど。予算のほうを確認するのも必要やなどいふことで話しております。サルの被害につきましては十分理解しておりますし、何とかしていきたいという思いは十分持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

これで3回目ですので、これで終わりにいたしますが、27年度はサルが10頭、シカ50頭、イノシシ12頭、これが捕獲の数字というふうに聞かせていただいております。サルが去年は10頭捕獲したと。それで今回の目標は130頭、非常に大きな目標を掲げていただいております。その目標に対して、これでいいのかという今、思いもいたしました。

目標は大きいほどいいんですけれども、去年は10頭だったというところ辺での目標の設定ですね。130頭にどういうふうに。大きいほうがいいんです、100頭でも200頭でも。生息は280頭というふうなことを聞いておりますが、それどころではないと思うんです。本当に増殖しております。それは本当に皆さんも感じていらっしゃると思います。

そして、人になれてきております。少々人がいても逃げません。例えば、和東茶カフェの前に観光バスが来ておりました。その横にサルが来ておりました。その光景を見たときに、本当にここまで来たかという思いもしております。

また、農作業をされている方が後ろを振り向いたら、そこに来ているという、本当に逃げない状況、これはこの4、5年ですね。

やっぱり猟友会の皆様にもご苦労いただいて、本当に努力していただいておりますが、猟友会の皆さんも本当に気の毒やというふうに、そんな思いがいたします。ですから、本当にこの1,000万円をつけていただいたこの予算でもって有効なる方法で何とかやっていただきたい、それが切なる思いです。

そして、約半年間来ました。1月に設置をして半年です。その結果がゼロです。ですから、あとの半年でどういう結果を出していくか。これも本当に真剣になって取り組んでいただかなければならない費用対効果であります。

1,000万円というのは非常に大きな血税でもございます。これは一般会計でございます。ですから、本当にそこを慎重に、後、結果を出していただきたい、切にそれはお願いしておきますので。

以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時28分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

午前の終了前に竹内議員のほうから質問いただいておりました茶ペルの件について、大変ユニークな企画だと思っておりますので、もう少し具体的に、どのような内容であって、これをやるにつけて、後々、コーディネートはどのような形に持っていくのか、あるいは式場はどうなっていくのか、あるいは募集をどのようにかけていくのかとか、いろんな絵のかき方があると思うんですね。だから、その辺のところを、ただ予算だけとってやるんだというだけではもったいないような企画なので、これからの行き先をそこそこわかるころまでお考え、あるいは府からどのような形でやっという通達があったのか、その辺のことも踏まえて答弁いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。この件に関しましては、地方創生の推進交付金ということで活用させていただくわけなんです。実際にこのお話を計画にのせさせてもらうに当たりまして経過がございます。若い方が今年度、和東の山の家の下の芝生広場で手づくりの結婚式を挙げたいという、そういうお話をいただきました。自分たちで挙げたいということでお話がありましたので、和東町でも、和東町の地方創生の総合戦略の中で手づくりの結婚式を応援しますと。町が結婚式を催すというのではなくて、それをお手伝いしますよということで、それを通して今後の和東町の移住・定住にも向けたPRになるだろうということで、結婚される方、また和東町に住みたいなどと思ってもらったり、あるいは招待される方が和東町に住んでみたいなどと思ってもらえるような、そういう茶畑を前にした野外での結婚式のお手伝いをしたいということで、今回、備品のほうを上げさせていただいております。具体的に、ことし挙げたいということで、約60名の予約が山の家にも入っているということで、実際に具体化しているような事業かなということで今回上げさせていただいております。

今後の活用につきましては、もちろんこれを起爆剤としまして、和東町に移住・定住も含めましてPRにもなっていくということで考えております。

今回の300万円につきましては、テーブル、椅子、既存のふつうの事務のテーブルしかありませんので、支援するにはそれなりのテーブルとか椅子とか、あるいは食器ですね、立食のほうを考えておられるようでしたので、やはり銀縁のトレイとかあったらいいんじゃないかということで、少し祝福を兼ねました、そういった備品を取りそろえたいと。

午前中の答弁にもありましたように、竹内議員の婚姻届を出されるときに写真とかっていう移動式のパーテーションを金びょうぶみたいな形でなぞられて、そういったものもこの予算の中で整備できたらいいなどと思っております。

一応、トレイに関しましては非常に銀縁ですので高いです。トレイの見積もりだけで70万円ぐらい上がってきておりますので、少し高価なものかもわからないんです

けれども、一定、これは余り全国的にも数少ないですので、やはり和東町から茶源郷ということをしてPRしていきたいなということで手を挙げさせてもらった次第でございます。今後PRしていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

そしたら、今の答弁いただきましたことを考えると、具体化して申し込みがあるという。一つのカップルでございますか。今後、そういうような形の中で募集とかもかけていくというふうなことも考えておられるようなことなんですけれど、そうすると、式を全部オープン広場でやっていくと。それにはやっぱり町の職員さんがそこでかんでいくわけですか。そこまではできないですね。その辺のところはどうなんですかね。今回のワンカップルができるときの一つのモデルとしての考え方、式場の進め方ということについてもうちちょっと具体化しておればご披露いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、町が結婚式をするんじゃなくて、あくまで結婚式はご本人さんたちが手づくりでされると。和東町につきましては備品だけを提供しますよということで、町の職員は一切動かないということで、自分たちの手づくりの結婚式を支援しますよと。その中に九つの戦略のほうに「和寿香 茶ペル」ということで、三三九度のかわりに抹茶とか、そういったものもありますよという、そういうお声かけはさせていただきたいんですが、あくまで支援ということで、活性化のほうで今、山の家も今後活用してもらえますので、和東町にとってはメリットがあるかなと思っております。

職員の体制としては、結婚式は挙げるようなスタッフとかってというのは考えており

ません。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

頭の悪い私にも理解させていただきました。ありがとうございました。

そういうことであれば、1組のカップルが一つの起爆剤になって、やはり友人同士でコラボしながら、皆わいわい言う。それでまた、この前の一般質問の中であったように、茶畑風景の写真を沿えるとか、いろんな形でコーディネートもこちらのほうで支援できることは十二分にさせていただいていいかなと、それが一つの全国に訴えていけるようなものになっていけば、和束町としてのPRも非常に大きなものになってきて、存在感も出てくるんじゃないかと、こういうように思っておりますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今の岡田議員の続きで申しわけないんですけどね、基本的には別にユニークな取り組みになればいいなというふうには思うんですけども、ちょっと確認したいのは、今たまたまそういうカップルがおられて、地方創生のそういった事業の中でそれを支援するということだったので、こういう備品もそろえて芝生の広場でやっていただく際の備品を提供してやってくださいということだと思んですけども、そのカップルはそこで結婚式を挙げたらそれで一つは終わりますから、次、またそういうことをしたいという方がおられたときに、そのためにそれを使うための備品ということですよ。

次回以降も同じものを使ってやってくださいというもので、今回はそうだと思うんですけども、例えば支援するといった場合に、いわゆるもっと場所とかはあそこは限

定なのか、もっとこういうところで挙げたいとか、もっとこういうのは用意していただきたいとか、結婚式ですから実行委員会等でされる場合に、今後いろんなアイデアが出てくると思うんです。結婚式をすとしても、そのたびに例えば予算をつけて追加で備品を買うとか、そういうようなことまでもされるようなものの事業なのか、今回の備品をあくまで使って今後もそれでしていただけるということなのか、そこだけ確認だけしておきたいんですけど。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、今回、実際、内閣府の認定がどうなるかというのがわからないんですけども、先週金曜日に国のほうへ上げさせてもらってます計画でいいますと、京都府の中で広域連携で移住 I M O の創造事業という中で和東町を予算に入れてます。これは5年間の計画をしております。茶ペルにつきましては今年度は300万円、来年・再来年は100万円ずつ、以降50万円、30万円ということで合計580万円の5年間の事業として広域連携で上げておりますので、やはりそのときそのときのニーズに応じた中で、和東町も支援してPRをして移住に努めてまいりたいと思っている、そういう計画を挙げさせてもらっている次第でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

初めの午前中の議論から大分具体的な姿というのが見えてきたというふうには思うんですけども、一応、5年間の中で額は減るけれども、一定補助があつて、その中で一定追加もあるかもしれないと。いろんな要望に応えるという意味ではあると思うん

ですけれども、やはり実行委員会の方が友達同士で場所をお借りして、創意工夫でやりたいということに対して行政としては支援するという事は、それはそれで一定意味のあることかなというふうには思いますけれども、ただ、その辺のどの程度募集するのかということもありますし、今後やっていきながらいろんな面が出てくると思いますので、そこはまた検討いただいて、やはり貴重なお金を使うわけですから、有意義なものにぜひしていただきたいというふうに、今後どういうふうにしていくか見守りながら検討いただきたいというふうに思います。

それとですね、先ほど午前中に聞きそびれたことがあったんですけども、先ほど町道の維持改善の関係で3件改修するという事で聞いたんですけども、まず具体的にどこを改修するのか説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

今回上げております測地及び工事請負ですけども、撰原地内、下島地内に関する町道と柚田区内の町道を検討しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

具体的にはどういう改修になるのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

基本的には維持修繕でございます。路肩、それから水路、道路側溝等の改修でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

はい、わかりました。

それです、ちょっと別の箇所の関係で要望だけしておきたいと思うんですけども、一つは、いわゆる白栖区内にあります学校線の関係で、この間、耐震の関係で長寿命化の関係で橋は改修というか強化いただいたところなんですけども、そこから上の旧西和東小学校のほうに上がっていく細いというか、通学路になっている道があると思うんですけども、そこは道自身が大変老朽化するというか、崩れたりとか、亀裂が走ったりということもかなり目立っておりますし、あと、横が川というか谷になっていて、ガードレールがあるところもあるんですけども、大変危険な箇所もあるということで、その辺、改修とかのめどはないのだろうかという声も聞いている部分もあるんですけども、そこについて、昔、バイパスというんですかね、あそこの今とまっておりますけども、兼ね合いでいろいろとあそこの改修についても含まれていくんかどうかは知らないんですけども、あそこ自身の老朽化というか、改修の必要性は大変私はあると思うんですが、そこについては今後どうなのか、説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員のご指摘の場所につきましては、多分、白栖撰原線であると思います。橋につきましては、通学橋につきましては、昨年度、修正を行っております。道路につきましては、ただいま社会資本交付金の関係で舗装等の修繕を逐次行っているところでございます。今後検討させていただきまして、できる範囲で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

現在のところでも高校生等の通学の道、バス停に向かう道でもありますし、実際に車が通るにしても横がガードレールのない箇所も一定期間ありますので、その辺の安全対策も含めて早急にぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それと、もう1カ所、これは府道になるんですけども、今後の見通しという点でお聞きしたいんですが、先日、車で通っておりますと、先ほどもちょっと言いましたけど、いわゆる茶畑とかの景観であるとか、また町内をめぐる上でいろんな地図を持って、外から来られたであろう方が、いわゆるローソンから長井に向けての区間ですね、ちょっと陰になっているところが長くありますけども、そこをずっと歩いておられることが最近結構よく見られるんですね。あと、もちろん地域の住民の方もローソンのほうに買い物に行ったりとかいうことも含めて歩行されていると。だから、ああそこは歩道はもちろんありませんのと、そこに路側というかね、路肩も大変狭いという状況がありまして、歩くには大変危険な箇所ではあります。ただ、やはりそこに店があるということも含めて、そこに生活上、車とか乗れない方はどうしても歩行していかなければならないという状況があると思うんですけども、なかなかあそこは改修は難しい箇所であると思うんですが、その辺についての一定の改修であるとか、一定そういう歩行部分の確保というものが図られるような見通しというんですかね、そういったものは今、町のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

路線でいいますと、主要地方道木津信楽線の長井から山の家バス停までの間を指し

ておられると思います。

確かに言われるとおり、山づけの川の道路で幅員はございません。うちとしましては、木津信楽線につきましては一定の改修を全線をお願いしているところでございます。そこも含み改修のほうは継続して要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひお願ひしたいと思ひますし、特に長井というか、そちらの部分とローソン側というか、こっちのほうですね、地域とを結ぶ、寸断するという状況がある区間だと思ひますね。どうしても回ろうと思ひと柚田から回るとか、また白栖長井から運動公園のほうへ抜けていくという道しかありませんので、大変不便になっているという部分もありますので、これは町のほうもそうですけども、ぜひ今後、要望を強めていただきたいと思います。

最後にもう1点、14ページ、観光案内所の関係をお聞きしておきたいんですけど、今回予算をつけておられて、交番の横あたりのあそこを使って観光案内所をつくるということだと思ひますけども、いわゆるこれを日程的な問題でいつごろオープンしていくという日程で考えておられるか、また、これを運営する上で職員の体制というものはどうしてお考えなのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

観光案内所につきましては、今年度中に工事を何とか終わらせて、来年4月には開業したいということで、今、進めております。

運営体制につきましては、茶源郷インフォメーションということで、商工会等も連

携していこうということで、今、考えておりました、商工会のほうに、できましたら中に入っていただいて運営のほうを協力していただくというのをまず考えております。その上でになりますが、現在、商工会のほうがそういった業務をしているということではございませんので、いわゆる茶源郷のコンシェルジュというような形で観光案内をできる方を1名置いてもらえるような形で町のほうで支援していくようなことはできないかということで、現在、調整を進めておるという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、いわゆるカフェのほうを一応、今のところでは観光も含めて一定そういう拠点として位置づけられておるといふふうに思います。そこはそこでももちろん存続もさせていながら、より役割を果たしていけるんだらうと思うんですけども、そこも一応やはり観光というか、そういうのを担う中で、一応、そこで観光ボランティアの案内の方もそこを拠点に活動されているということもありますし、そこと今回つくられようとしている観光案内所というのがどのようなすみ分けというか、また連携というものを考えてこれからつくられようとしているのか。既にそういう何かカフェのほうとも含めて連絡し合ったりとか、また協議し合ったりとかいうことがされているのかどうかですね、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

和東茶カフェにつきましては、基本的には和東茶のアンテナショップというところの位置づけの中でいろんな取り組みをこれまで牽引してきたという状況がございます。

ただ、一方で、観光案内に特化したような形でのご紹介ができるかと言われると、店員によっては知っていたり知っていなかったということも当然ございましたので、

基本的な観光案内、どこに行けばどういったものがあるかというようなところにつきましては、そちらのほうを紹介してもらって活用していただくというのがベースかなというふうには考えておるところでございます。

ただ、一方で、今回の設置場所の敷地もそんなに広くございませんので、車がいっぱい来て、そこに和東茶カフェが移るといような話ではございませんので、カフェはカフェで、かつ茶源郷のインフォメーションはインフォメーションでと。特にですが、今現在、自転車の方とかが府道沿いを走られるということもございませぬので、そういった方は逆にこちらのほうをうまく使っていただけたらいいなということは考えているんですけれども、関係者との協議につきましては、今後、まず商工会ということにはなりますが、全体を詰める中でまた調整をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

まだ、これからそういった協議もしていくということですけども、やはり競合するとか、こっちもあってこっちもあるみたいないうことじゃなくて、本当にうまく融合する中でつくられるのであれば、やる必要があるというふうに思うんですね。

それで、やはり今回こういうような形で一定の予算もかけてされる以上は、住民の方にとってやはり有益な、もちろん観光案内所ですから、外から来られる方がもちろん利用されるということを想定されているとは思いますが、いわゆる雇用という点でもそうですし、そこに住民の方が集まってくるというようなことも含めて、有益な施設として運用されることが大変必要じゃないかと思うんです。

最後にちょっとお聞きしておきたいのは、これは総務課長にお聞きしておきたいんですけど、以前、コミュニティバスを運行するというところで、今、まだ庁内で検討いただいているということだと思っておりますけども、その際にいわゆるどこを回っていく

かという中の一つのステーションとしてそういうものをつくりながら、そこを出発点にもしながら、そこに憩いの場をつくって行って、そういうコミュニティバスの路線の中にも位置づけていきたいという話があったんですけども、そういった意味での位置づけというのは、今後、いわゆる公共交通という観点ではどのようにお考えなのか、また位置づけていくのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

議員ご質問ございましたコミュニティバスの関係でございます。これにつきましては懇話会のほうで一定の提言をいただいて、町の中心部にいわゆるバス停の待合を兼ねた形のコミュニティセンターをつくるということと提言をいただいております。

過去の答弁にもそういった形で、その候補となる施設として今後整備するいわゆる観光案内所、現有の和東茶カフェとこの2点が考えられるんじゃないかということで答弁させていただいたところでございます。

コミュニティバスにつきましては、なかなかまだまだ検討が進んでいないというのが現状でございます。今後、観光案内所の機能がより一層明確ということになりましたら、そこら辺も踏まえた形でまた今後検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今の岡本議員の質問とちょっと重なるんですけども、今回の補正予算の大きな予

算になっております観光案内所の予算が計上されております。今、答弁もいただきまして、茶源郷のコンシェルジュというような形で職員を配置させていくと、そういうことをございます。もう少し細かいところですが、案内とともに土産等も買えるようなことも検討されているのか、そしてカフェとの連携をどういうようにされていくのか、そこについてどのようなお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

観光案内の部分につきまして、連携ということで和東茶カフェの機能というのをそのままというわけにはいかないと思うんですけれども、一方でこの施設がより有効に活用していくという視点では、先ほど言っていたいていましたが、そういったイベントの開催ということも含めてできるような形で2階にも広いスペースも準備させていただいておりますし、また1階のところでも一部できたら物販等も考えていけるような形でということも含めて、商工会さんのほうと協力して考えていけたらなということでございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

最近、外国人の方が非常にたくさん来られます。パンフレットも英語、中国語というふうにしていただいているということをございますが、やはりスピーチのほうも外国人対応というのがそろそろ必要になってきたんではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

現時点では英語の対応までを想定して体制整備までは考えられてはおりませんでした。言っていただいておりますように、和東茶カフェのほうでも大分英語が堪能なスタッフを入れてということで工夫しながらやっているという実情もございますので、また、そのあたりは相談しながら対応できるようにしたいということで、調整をしていきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

最後に町長にお尋ねしたいんですが、本当に和東町は、最初は観光の「か」の字もなかったというところから、平成22年に観光を目指した係をつくっていただきました。そこから発展をいたしまして、そして、去年は観光、また交流人口ということで8万人を超える方を迎えるようになったと、そういう過程を得ながら、また民間の方の協力も得ながら、こうしてここまで上昇してきたという、そういう背景がございます。

行政としてやっていただく観光に対する業務と、そしてまた民間でやっていただく観光という大きなすみ分けもございますが、25万人を目指していくという、その大きな目標は官民ともの目標であると思っております。その辺はどのように町長はこれから取り組んでいこうとされているか、その辺を確認しておきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきます。

従来から和東茶カフェの運営母体は、ご案内のとおり、農家の方が6次産業の振興ということで、それを中心にアンテナショップを挙げてやってまいりました。一定、その時点では、ごらんのとおり成果も見えてきていると思っております。

ただ、欠けているのは、観光としての方向です。いわゆる町内の全商店、商工会で底上げできているかといえば、底上げしている段階ではありません。しかし、観光行政の中で和東町が元気になっていかなきゃならん。ただ、そうなれば農家もありますが、一方、商売屋さんも元気になってもらう必要があるだろうと思います。そういう中で新しい分野は、言われたように観光でありました。

ところが一遍に観光協会ってつくれるものではありませんので、官が主導して、和東町商工会、農協、いろんな団体がありますね、活性化センター。そして、観光協議会というものを現在つくっております。これは団体の協議会でありますので、なかなかいきませんが、今後、観光案内所が拠点となって、そして、それが充実して各商売屋さん、いろんなところが観光に関係してくる。そして、観光の協会員になる、そして新しく観光協会が生まれる、そういうことが大事だろうというように思っております。

今度は商工会ができれば主体となって、やっぱり観光協会を立ち上げていくべきだろうと、このような観点から、先ほど申し上げましたように、この観光協会は今後は商工会とも連携をしながら、この運営を考えていきたいと、こういう構想を持っているわけであります。

そういうことから、今回発展にしていくのは観光協会であろうと、それが今、言うように官民挙げた内容だと思っておりますので、その前座的な、それに向けて今、取り組んでいる。

今まで農家の6次産業振興という拠点の和東茶カフェは上がってきました。もう一方の和東町全体の商売を挙げて、観光という面から活性化していく。これはやっぱり観光の今度の拠点の大きな内容であろうと思っております。

当然、すみ分けはそういう方向は持っておりますが、運営については、先ほども答弁ありましたように、いわゆるお互い連携をとりつつ運営をしていくと、そういうことはやるんですけども、狙いとしているところは、今、申されましたように、和東町

はそういう方向で、一日も早いこと観光協会が生まれ、観光のまちとして進んでいくと、こういう方向でやっていくべきだろうと私は考えております。その第一歩が今回のこの補正だというようにご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第34号 平成28年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第34号 平成28年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第35号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第36号 平成28年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第37号 和東町税条例等の一部改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第37号の提案理由について申し上げます。

平成28年度の税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から、地方税制の改正として、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が施行されたことに伴い、法人住民税の法人割の率の引き下げ、軽自動車税環境性能割の導入等、関連する和東町税条例等の一部を改正いたしたく、提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第37号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第37号

和東町税条例等の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しを得ておりますので、議案書の改め分と新旧対照表のほうは省略させていただきます。和東町税条例等の一部を改正する条例概要によりまして説明をさせていただきます。

まず、第19条関係は、納期限後に納付し又は納入金に係る延滞金、第43条関係は、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収、第48条関係は、法人の町民税の申告納付、第50条関係は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましてそれぞれ規定しております。

今回の税制の改正によりまして、それらにつきまして修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合に、その修正申告又は増額更正に係るこれらの規定について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するという事にされましたので、それに伴います所要の規定の整備でございます。

来年1月1日施行でございます。

第34条の4関係は、法人税割の税率についての規定でございます。

法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴う所要の規定の整備でございます。規定としましては、「100分の12.1」という現行の規定が「100分の8.4」となります。29年4月1日施行でございます。

第80条関係は、軽自動車税の納税義務者等のついての規定でございます。環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等によります規定の整備で、こちらにつきましても29年4月1日施行となります。

第81条関係は、軽自動車税のみならず課税でございます。法規定で新設されました

ので、軽自動車税のみならず課税について条例のほうでの規定しております。29年4月1日となります。これらにつきましては、1項から3項によりまして、こういう場合は、軽自動車税は誰に課するのかということを規定したものでございます。

第81条の2関係は、日本赤十字社の所有する軽自動車税等に対する軽自動車税の非課税の範囲を規定しております。これにつきましては、地方税法等によりまして、市町村の条例において規定するとされておりますことから、軽自動車税の非課税の範囲を救急用のものとする規定としております。これにつきましても29年4月1日施行でございます。

次に、法規定の新設に合わせて規定を設けたものとしまして、第81条の3関係では、環境性能割の課税標準、取得のために通常要する価格として算定した金額、免税点は50万円で、29年4月1日です。

環境性能割の税率（第81条4関係）でございますが、29年4月1日施行でございます。法第451条第1項の規定の適用を受けるものは100分の1、第2項の規定の適用を受けるものは100分の2、第3項の規定の適用を受けるものは100分の3となります。

第81条の5関係では環境性能割の徴収の方法としまして、これは申告納付の方法によります。29年4月1日施行でございます。

環境性能割の申告納付につきまして、第81条の6で規定しております。29年4月1日施行ですが、車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車は当該車両番号の指定のとき。①に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車につきましては、当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日、その日前に当該記入を受けたときは当該記入のとき、③としまして、①、②に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車につきましては、当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日となっております。

第 8 1 条の 7 関係は、環境性能割に係る不申告等に関する過料の規定でございます。納税義務者が申告し、または報告すべき事項について、正当な事由なく申告または報告しなかった場合は 1 0 万円以下の過料となります。こちらについては 2 9 年 4 月 1 日施行でございます。

第 8 1 条の 8 では、環境性能割の減免の規定でございます。公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものを対象としております。2 9 年 4 月 1 日施行でございます。現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の法律改正にあわせた規定の整備でございます。2 9 年 4 月 1 日施行で、第 8 0 条の 2、8 2 条関係ですね、種別割の税率又種別割の賦課期日及び納期等、ここに掲載しているものの整備ということになります。

続きまして、法規定の新設にあわせた規定ということで、2 9 年 4 月 1 日施行でございます。

附則第 1 5 条の 2 関係では、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございます。環境性能割の賦課徴収は、当分の間、京都府が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うという規定となっております。附則第 1 4 条の 3 関係は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例でございます。

町長は、当分の間、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免するという規定でございます。

附則第 1 5 条の 4 関係では、軽自動車税の性能割の申告等の特例の規定でございます。

附則第 1 5 条の 5 関係では、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付についての規定でございます。町は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として京都府に交付します。

附則第15条の6関係では、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を規定しております。営業用の三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の税率は、当分の間、81条の4の規定の2分の1とされます。100分の1は100分の0.5、100分の2は100分の1、100分の3は100分の1.5ということになります。

続きまして、附則第16条関係では、軽自動車税の種別割の特例でございます。軽自動車税の種別割のグリーン化特例、軽課と呼ばれるものですが、その1年延長及び環境性能割の導入に伴い現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となります。29年4月1日施行です。

それから、平成26年改正附則の第6条関係では、軽自動車税の税率ということで、こちらも軽自動車税の名称変更によります規定の整備でございます。29年滋賀万円施行となります。

最後に、平成27年の改正附則第6条関係では町たばこ税に関する経過措置でございます。和東町税条例第99条の改正に伴いまして、所要の規定の整備等ということで、29年1月1日施行となります。それぞれ新条例というのは、和東町税条例にかわるというものになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回の町税の条例の改正というのは、今、話にもありましたように、国における地方税法の改正に伴うものです。今回の地方税法の改正というのは、今、説明の中において、いわゆる施行期日が来年の4月1日ということにありますように、もともとこれは消費税の10%の増税というのを前提にした中での法改正というふうに位置づけられておりまして、いわゆる個人への増税と一方で法人ですから、企業への減税というのが抱

き合わせになったような税制改正になっているという意味では、いわゆる黒字企業をさらに優遇すると。一方で個人消費をさらに冷やさせるという意味での改正でもありますので、賛成できません。

その上で、町長にまずお聞きしておきたいんですけどね、先ほど提案説明の中で、これはもちろん法の国が言っていることをそのまま言っておられるとは思いますが、い、いわゆる経済の好循環をしていくための今回の法改正であるという意味で提案されました。しかし、実際、先ほど言いましたように、今の経済が好循環でない理由というのは、企業がもうかってないからじゃないんですね。個人消費が冷え込んでいるということが一番の原因になっています。これは政府も認めております。という意味では、今回の法改正というのは、そういったこれまでの分析からもちろんと教訓にした改正になってないと。やはり家計に重視を置いた法改正になってないという意味では私はそう思うんですけども、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回の税改正については、今、岡本議員も言われますように、地方税法等の改正を見てやっておると。当然、今回提案させていただきます改正内容についても、準則に基づきながらやらせていただいております。

よく言われております好循環というのは、消費を伸ばしていこうという中でもっと循環をしていこうというのは、これは岡本議員が言われているとおりであります。今回がその内容がその方向になっているのか。今回は今、質問では大きなもうかっている企業の法人が軽減されて、個人が伸びていくと、一言で、質問の趣旨だと思っておりますが、今回、和東町に当てはめてみた場合、この法人税というのはほとんど大企業がないわけでありまして、ほとんど個人に近い企業であると私は理解をいたして

おります。そういうことから、この法人税割の小さな企業、個人企業的な企業ですね、こういう法人税がいわゆる軽減されるというのは一定評価されるべきだと、私は和東町の中で見ると、そう見ております。

それと今日の流れにおいて、和東町では町税に対してですね、軽自動車税と、そういったものが一律的なとり方を今まで課税はされておったと。これをもう少し時代に合わせて、環境も取り入れながら積極的にそういう中で軽減を図っていこうと。

これは申告になるのかわかりませんが、これは軽減を図っていこうという措置もとられております。こういうことになれば、和東町の実態からすれば、一般的には今、岡本議員の質問というのは私も迷うところはあるんですが、和東町に当てはめて考えていくと。軽自動車税というのは非常に基幹産業にとっても重要なことであります。

このごろ軽自動車というのは和東町内では非常にふえてきているところであります。こういうところが大きい改正されてくるといのは、和東町にとっては、私は好循環になるだろうと、こういうふうな見方をしているところであります。そういうことでひとつご理解いただきたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる全体としては問題あるかもしれないけども、和東町の事情からすればそうでないんじゃないかという話がありましたけどもね、ただ、やはり幾ら一小さいといえますか、大企業はありませんからね、いわゆる法人税というのは基本的に黒字でないとわかりません。いわゆるもうかっているところからしっかり応分の負担をさせていただくというのがやはり今すべきことであって、一方で個人の消費というのを冷え込ませている状況をほっておいたら企業にも悪い影響がいくといのは、今の現実がそうなわけですから、やはり安倍政権がやっているトリクルダウンとよく言いますよね。

企業がもうかったらその分個人にもしたたり落ちてくるであろうという、そういう企業任せといたしますか、企業頼みといたしますか、そういうような経済政策というのは今ははっきり破綻してですね、一個も落ちてこない。むしろ個人はどんどん収奪されていっているというのが現実なわけですから、そういう路線からひとつも脱却をしないという意味では、やはり和東町にとっても決してこれはいいものではないし、軽自動車税の問題も言われましたけども、今回の軽自動車税については、確かに環境負荷の低いものについては軽減されたりとか、新車についても軽減されたりとかということがこの間ありましたよね。けども、いわゆる長年乗っておられるというものについては大幅に値上げされておりますし、軽の長年使われている方にとっては大変厳しい措置でもあったと思うんですね。ですから、やっぱりそこも含めて、和東町の現実から引き寄せても、今回の改正というのはいいものではないという意味で私は反対いたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号 和東町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第37号 和東町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ただいまから、2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時25分～午後2時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第38号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第38号の提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日に地方税法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例の経過措置について改正する必要があるため、当該経過措置を定めた行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第38号のご説明を申し上げます。

議案第38号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を
改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示又は同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「同日前に公示又は通知がされた場合」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行するということでございます。

資料No.38ということで、新旧対照表をつけさせていただいております。

提案理由にもありましたように、平成28年4月1日に地方税法の一部改正法が施行されたことに伴いまして、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため当該条例を改正し、改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確化を図るものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第38号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第38号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、同意第1号 消防委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第1号の提案理由を申し上げます。

和東町消防委員のうち消防関係者1名が退任されたことに伴い、新たに和東町消防委員を委嘱する必要がありますので、和東町消防委員会条例第4条の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第1号の説明を申し上げます。

同意第1号

消防委員会委員の委嘱について

別紙の者を和東町消防委員会委員に委嘱したいから、和東町消防委員会条例第4条の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 20 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

次のページでございます。

別紙ということで、消防関係者（条例第 4 条第 1 号）関係でございます。

住所、和東町大字園小字神定 32 番地。氏名、竹内秀年。生年月日、昭和 43 年 6 月 30 日。

資料 No. 1 でございますけれども、これにつきましては、今回、同意後の消防委員様の名簿でございます。提案理由にもございましたように、この 4 月 1 日付をもちまして消防団長の交代がございました。桧谷前団長から現岡田団長へ交代されたということで、新たに今回提案させていただきました竹内秀年様を消防団副団長ということで今回提案させていただいたというところでございます。

条例の規定に基づきまして、今回の委員の任期につきましては前任者の残任期間ということでございます。平成 29 年 6 月 21 日までとなっておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第 1 号 消防委員会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願ひます。

起立全員です。

したがって、同意第1号 消防委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第6、発議第2号 応能負担の原則に基づく税制の徹底を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第2号の提案理由を申し上げます。

安倍政権が、来年4月から予定をしていた消費税10%への増税の延期を表明した中で「社会保障の財源確保が困難になる」、または「財政再建が遠のく」などの議論が聞かれます。この議論の是非はともかくとして、社会保障も含めた国民生活やそれを支える財政をどのような形で調達するかが重要な課題になっています。現代の税制の基本は累進課税、つまり経済的な能力に応じて負担を求める「応能負担」が原則であり、その原則、ルールが適正に機能しているかこそが最も問われる問題です。

しかし実態は、意見書案にもあるように、負担能力の高い大企業や富裕層ほど優遇され、「パナマ文書」でも明らかにされたように資産隠しや税逃れが横行する中で、応能負担の原則が十分機能しておらず、財政危機やそれに伴う国民生活の危機にも影響しています。このことから、今、政府がすべきことは応能負担の原則に基づく税制を徹底することであると考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第2号

応能負担の原則に基づく税制の徹底を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成28年6月20日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

応能負担の原則に基づく税制の徹底を求める意見書

現在、日本社会では、格差と貧困が急速に拡大しています。大企業の内部留保は300兆円を超え、株価上昇により200人を超える大株主が資産を3年間で100億円以上ふやし、日本の富裕層の上位40人の資産総額は4年間で2倍以上ふえています。その一方で「金融資産ゼロ」世帯は3年間で470万世帯増加し、全世帯の35%を占め、過去最高になっています。

このような状況の中で、「税金は所得資産など負担能力に応じて」の原則に立った公正な税制を確立し徹底することは、国民生活を守り、安定的な財源を確保する上で不可欠であり、重要になっています。しかし現実的には、本来負担能力の高い大企業や富裕層ほど優遇され、適正な課税が行われていない実態があります。

具体的には、研究開発減税等の租税特別措置や連結納税など専ら大企業しか利用できない優遇税制や所得税における株式売却益への課税率の低さや最高税率の引き下げ等が挙げられます。これに加え、タックスヘイブンを利用した「税逃れ」や「資産隠し」等の問題が世界的な大問題になっており、対策強化が求められています。

これらの問題を早急かつ適切に改善することは、応能負担の原則に基づく税制を確立する上で必要不可欠であり、消費税の増税を実施しなくても国民生活や社会保障を支える財源を確保する道をひらくことができます。

そもそも消費税は逆進性が高く、応能負担の原則にも矛盾するもので、国民所得を削減し、格差と貧困を拡大する税制であり、少なくとも現在以上の増税は中止すべきです。政府におかれては、応能負担の原則に基づく税制の徹底を図る上で必要な改善、改革を積極的に実行されることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 2 号の賛成討論を行います。

意見書案にもあるように、この間の政府の経済政策に寄って、大企業や富裕層は史上空前の利益を上げていますが、それにふさわしい税負担となっていない実態があります。

例えば、法人税率は本来一律のはずですが、実際の負担率は大企業ほど低く、中小企業よりもさらに低くなっています。その要因は、研究開発減税などの租税特別措置、連結納税など専ら大企業だけが使える特権的な制度があるからであります。これらの優遇措置を正す 4 兆円、中小企業を除いての法人課税をもとに戻すだけで 2 兆円の財源が生まれます。

また、個人のレベルでも、例えば、所得税の累進税率で所得が多いほど税率が高いはずであります。所得が 1 億円以上の富裕層になれば逆に負担率が下がってまいります。この背景には、富裕層の所得は株式売却等のもうけが多くを占め、これに対する税率が欧米と比較しても極めて低いという事情がございます。富裕層への適正な課

税を行えば3兆円の財源確保が可能になってまいります。

以上のことから、現在の日本の税制は応能負担の原則が大きく崩れており、意見書案の冒頭で指摘されている格差と貧困を急速に広げる原因となっております。ひいては国民生活を支える財源確保も困難にしていると言えます。逆に言えば、応能負担原則に基づく税制を徹底すれば消費税に頼らずとも社会保障も含めた国民生活のための財源を確保できるということでございます。

そもそも消費税は所得が低い人ほど負担が重い逆進性の強い税であり、応能負担原則に反しています。意見書案にもあるように、消費税は国民の所得を削り、格差と貧困をさらに拡大する税制であり、このような税に依存したやり方では国民生活も経済も成り立たないことは、8%への増税で引き起こされた事態を考えれば明らかであり、だからこそ安倍政権は増税延期を判断せざるを得なくなったというのが実態です。安定した財源を確保し、社会保障を初めとする国民生活と経済を守り発展させるためにも、今こそ応能負担原則に基づく税制を徹底することが必要であり、政府の責任であることを指摘いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第2号 応能負担の原則に基づく税制の徹底を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起少数です。

したがって、発議第2号 応能負担の原則に基づく税制の徹底を求める意見書は、否決されました。

日程第7、発議第3号 TPP協定の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第 3 号の提案理由を申し上げます。

T P P 協定は、意見書案にもあるように、農業分野だけでなく国民生活や経済全般にかかわって重大な影響を及ぼすものであることから、農業関係者のみならず多くの国民が反対し、不安や疑問を抱えている問題です。しかし安倍政権は、選挙での公約も国会決議も無視し、国会にも国民にも交渉経緯等の情報を隠したまま早期発効の手續を進めようとしております。また、T P P による経済効果試算も農業や地域経済への深刻な打撃を考慮に入れず、都合のよいバラ色の内容を打ち出すなど、まともな検証もされておらず、極めて無責任です。二重三重に国民を欺くやり方で国の主権を放棄し、本町のような農村地域をさらに衰退させる T P P 協定の発効は到底容認できないことから、本意見書を提出するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 3 号

T P P 協定の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 2 8 年 6 月 2 0 日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

T P P 協定の撤回を求める意見書

安倍政権は通常国会での T P P 協定の批准を先送りしましたが、T P P 協定をめぐっては看過できない重大な問題があり、協定批准は到底容認できません。

第 1 に「聖域を守る」とした国会決議に違反していることです。決議では農産物の重要 5 項目は関税撤廃を認めないとしていますが、協定では 5 項目のうち 3 割の品目で撤廃され、発効後 7 年後には残った関税の撤廃に向けた協議を約束しており、明白

な国会決議違反です。

第2に農業や地域経済への打撃を正確に評価していないことです。政府は3年前の試算では、TPPによりGDP押し上げを3.2兆円、農林水産物の生産額3兆円減少と発表していましたが、昨年12月の試算では、GDP押し上げを4倍の14兆円、農林水産物のマイナスを20分の1の1,300から2,100億円としました。これは農産物生産も食料自給率も低下しないとのあり得ない前提に立った極めて無責任な評価です。

TPP協定は、アメリカを中心とする巨大多国籍企業の利潤追求のために関税をなくし、食の安全、医療、雇用、保険・共済、国・自治体の調達など、あらゆる分野の「非関税障壁」をなくそうとするものです。しかもISD条項により多国籍企業が政府や自治体の施策に介入・干渉する権利まで保障しています。

このようにTPP協定は、国民生活や経済全般にかかわって重大な影響を及ぼすものです。にもかかわらず、交渉の過程や内容を国民にも国会にも知らせず明らかにしないまま批准することは到底許されません。政府におかれては、TPP交渉の全容を国民と国会に明らかにするとともに、明白な国会決議違反であり、経済主権、食料主権を放棄するに等しいTPP協定を撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

農林水産大臣 森山 裕 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

経済再生担当大臣 石原 伸晃 様

京都府相楽郡和東町議会

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 3 号について賛成討論を行います。

意見書案にもあるように、安倍政権が進める T P P 協定は、「国民への十分な情報提供」という点でも、「農産物重要 5 項目を「除外」か「再協議」の対象とするよう求める」という点でも、自民党自身が賛成した国会決議に明らかに違反しております。

政府は「守秘契約」を盾に交渉経緯を国会にさえ隠し、国会の要求で提出した資料も表題以外は「黒塗り」で返しましたが、国民に秘密にしなければならないような交渉に参加すること自身が誤りであり、決議違反であります。

また、重要 5 品目の約 3 割の品目の完全撤廃を約束したことも「除外」「再協議」を求めた決議違反であることは明白であり、しかも残る品目も発効後 7 年経過後に関税撤廃に向けた協議をすとしており、「国益を守った」等とは到底言えないどころか、まさにうそとごまかしでしかありません。うそとごまかしは意見書にもあるように、T P P 協定による影響試算にも及んであり、「国益を守る」どころか、主権と国民生活を守るまともな姿勢さえ安倍政権にはありません。

そもそも、自民党は野党時代だった 2 0 1 2 年の総選挙で、T P P 問題に対しどう主張されていたか。「ウソつかない。T P P 断固反対。ブレない。」とのポスターを全国にはりめぐらし、その結果として政権に復帰し、安倍政権が発足しました。

しかし、安倍政権は、選挙直後の翌年 2 月にはオバマ大統領と T P P 交渉への参加を約束し、簡単にうそをつき、ブレられる中で公約を投げ捨てました。連立を組む公

明党の方も何ら問題にもされなかったことが大変不思議でなりませんでした。

T P P は、総理や政権が平気でうそをつき、国民を欺く中で交渉に参加し、協定が結ばれたものであることは明白であります。交渉参加も交渉内容も交渉結果も全てが国民を欺き、うそとごまかしにまみれたものであり、しかもその中身が、日本の経済も食料もあらゆる主権をアメリカを中心とする巨大な多国籍企業の利益のために放棄するものであることは到底容認できないことであり、このようなむちゃくちゃなやり方を議会として見過ごすわけにはいきません。

以上の理由から、本意見書に賛成いたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第3号 T P P 協定の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第3号 T P P 協定の撤回を求める意見書は否決されました。

日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のと

おり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成28年第2回和東町定例議会を閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の議会におきまして提案させていただきました全議案につきまして、ご議決、ご承認いただき、またご同意いただきありがとうございます。この議会を通じて議員の皆さん方から多くのご意見なりご質問いただき、非常に活発な審議をしていただきました。これらを通じて和東町の今後の行政に生かさせていただきたいと、このように思っているところであります。その意味におきましても、これからのまちづくりについて、議員各位にはいろいろとご指導、ご協力賜りますことを切にお願いいたします。

なお、最後になりましたが、梅雨が非常にじめじめとした気候になっております。
どうか議員各位におかれましてもお体には十分気をつけていただいて、今後ともよろ
しくお願ひしたいと思ひます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これもちまして、平成28年和東町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午後3時15分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 8 月 16 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者 和東町議会議員 岡 田 勇

〃 和東町議会議員 竹 内 きみ代